

東京農業大学校友会長崎県支部規約

平成8年8月20日
平成24年10月6日(最終)

- 第1条 本会は、東京農業大学校友会長崎県支部と称する。
- 第2条 本会は、事務所の所在地を長崎市に置く。
- 第3条 本会は、東京農業大学の卒業生をもって組織し、会員相互の親睦融和を図り、かつ母校の発展と会員の啓蒙向上に寄与することを目的とする。
なお、在学生会は準会員とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために下記の事項を行う。
(1) 農業に関する啓蒙宣伝。
(2) 母校ならびに会員相互の連絡。
(3) その他必要と認める事項。
- 第5条 本会に下記の役員を置く。
(1) 支部長 1名
(2) 副支部長 1名
(3) 幹事長 1名
(4) 理事 若干名
(5) 会計 1名
(6) 監事 2名
ただし、役員任期は2年とし、再選を妨げない。
- 第6条 本会に顧問を置くことができる。
(2) 顧問は総会の議決を経て支部長が委嘱する
(3) 顧問の任期は委嘱した支部長の残任期間とする。
(4) 顧問は本会の重要事項につき随時意見を述べるができる。
- 第7条 会員は、会費を納入するものとする。
- 第8条 会員は、毎年度未までに、2,000円を納入しなければならない。
ただし、準会員を除く。
- 第9条 前条の会費は、第4条の目的を達成するための費用に充当するものとする。
- 第10条 本会は、毎年1回総会を開催し、役員改選、会計報告、各種業務、打ち合わせを行う。
- 第11条 緊急を要する事項については、役員過半数の決議を持って措置し、その決定事項は次の総会において報告しなければならない。
- 第12条 規約に基づき内規を定め支部運営の円滑化をはかる。
- 第13条 本会の会計年度は、7月1日より、翌年の6月30日までとする。

内規

- 1 出張旅費内規